

年 月 日

保護者 様

国際製菓技術専門学校

学校長 古田 淳二

出席停止について

本日、お子様が インフルエンザ に罹患されたとの連絡を受けました。
この感染症は学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。
この期間は、欠席扱いになりませんから、治療に専念していただくようお願いします。
なお、回復して登校できるようになったときには、医療機関にて証明を受け、出校時にご提出下さい。

※ 出席停止期間については、「解熱後 2 日を経過するまで」が基準となっておりますが、インフルエンザであることが明らかな場合や、地域でインフルエンザが流行している場合は、解熱後 2 日間が経過していたとしても、できる限り発症した日の翌日から 7 日を経過するまでとすることが望ましいとされています。

症状には個人差もありますので、合併症が起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するように留意してください。

※ 感染を防止するため、出席停止中は、友達との接触は避けてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・ き り と り せ ん ・・・・・・・・・・・・・・・・

証 明 書

国際製菓技術専門学校長 様

年 組 番 氏名

1、病 名 (インフルエンザ)

2、出席停止期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (登校日前日まで)

年 月 日 出校を許可します。

医療機関名

医師名

印